

2. 優良従業員の表彰に関する内規

優良従業員の表彰に関して次の通り定める。

(表彰の種類)

- 第1条 1. 恵那市恵南商工会長賞
2. 岐阜県商工会連合会長賞の2種類とする。

(表彰の資格)

- 第2条 恵那市恵南商工会長賞の受賞資格は、勤続15年以上の者とする。
岐阜県商工会連合会長賞の受賞資格は、勤続15年以上の者で、特に理事会で議を経て、会長が適当と認めた者。

(副賞の種類)

- 第3条 原則として、受賞者の当該地域の「商品券」とする。
商品券の金額は、恵那市恵南商工会長賞の場合は、10,000円とし、岐阜県商工会連合会長賞については、理事会の議を経て、会長が決定する。

(副賞の負担割合)

- 第4条 副賞の負担割合は、該当者事業所と恵那市恵南商工会との折半とする。

付 則

(実施の時期)

この内規は、平成18年 4月 1日から実施する。